

地 第 1 4 0 号  
生総第 2 1 7 号  
刑総第 1 0 6 号  
備一第 2 5 3 号  
平成 1 9 年 3 月 1 5 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領の制定  
について

地域部門が捜査部門等関係部門から被害者情報等の提供を受けて実施する被害者への訪問・連絡活動については、「被害者に対する連絡制度について」(平成 8 年 9 月 5 日付け生総発第 5 5 2 号ほか)により実施してきたところであるが、このたび、「被害者連絡実施要領の制定について」(平成 1 9 年 1 月 1 9 日付け広第 2 2 号ほか)が発出されたことに伴い、別添のとおり「地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領」を定めたので、その効果的な運用に努められたい。

## 別添

### 地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、「被害者対策要綱」(平成8年2月1日付け警察庁乙官発第3号ほか)第2の1(1)ウ及び「被害者連絡実施要領」(平成19年1月19日付け広第22号ほか。以下「連絡実施要領」という。)第5の2に基づき、警察署の地域警察官による被害者又はその遺族(以下「被害者」という。)への訪問・連絡活動を効果的に推進するために必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 被害者訪問・連絡活動の対象者

被害者訪問・連絡活動の対象者(以下「対象者」という。)は、連絡実施要領第5の2に基づき、身体犯の事件担当捜査員が確認した結果、地域部門による訪問・連絡活動を希望した被害者又はその保護者(被害者が少年の場合に限る。)とする。

#### 第3 実施要領

被害者訪問・連絡活動は、次により、対象者の住居地を管轄する警察署(以下「住居地管轄警察署」という。)において実施するものとする。

##### 1 被害者連絡経過票の写しの送付

被害者が被害者訪問・連絡活動を希望したときは、当該被害者に対する被害者連絡を担当する警察署(以下「被害者連絡担当警察署」という。)の事件の捜査(触法少年事案の調査を含む。)を担当する課(以下「事件捜査課」という。)の長は、当該警察署長の承認を得て、住居地管轄警察署の地域課長に対し、連絡実施要領第4の3(2)に定める「被害者連絡経過票」(以下「連絡経過票」という。)の写しを送付するものとする。この場合において、被害者連絡担当警察署と住居地管轄警察署が異なるときは、あらかじめ被害者連絡担当警察署の長は、住居地管轄警察署の長と協議するものとする。

##### 2 被害者訪問担当係の指定等

(1) 連絡経過票の写しの送付を受けた警察署の地域課長は、地域課において庶務的業務を行っている者のうち1名を被害者訪問担当係に指定し、以下の業務を行わせる。

- ア 連絡経過票の写しの受理、保管及び管理
- イ 被害者訪問・連絡活動実施結果の報告書の保管及び管理
- ウ 関係部門等との連絡及び調整
- エ その他地域課長が命じた業務

(2) 被害者訪問担当係は、被害者訪問・連絡活動を担当する地域警察官(以下「担当警察官」という。)の不在時に対象者から問い合わせがあった場

合には、一時的に対応するとともに、その旨を担当警察官に連絡するものとする。

### 3 担当警察官の指定

連絡経過票の写しの送付を受けた地域課長は、対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を担当警察官に指定する。ただし、女性の対象者が女性警察官による被害者訪問・連絡活動を希望する場合その他特段の事情がある場合は、この限りでない。

### 4 被害者訪問・連絡活動の実施

(1) 被害者訪問・連絡活動は、原則として担当警察官が対象者の住居地を訪問し、対象者と面接することにより行うものとする。

被害者訪問・連絡活動を行うに当たっては、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、対象者から警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

(2) 担当警察官は、特段の事情がある場合を除き、当該指定を受けてから1週間以内に第1回目の被害者訪問・連絡活動を行うものとする。

また、連絡経過票の写しの記載内容やその他の情報から被害者訪問・連絡活動を迅速に行う必要がある場合は、可能な限り早急に行うものとする。

(3) 担当警察官は、被害者訪問・連絡活動を実施した都度、「被害者訪問・連絡実施結果報告書」(別記様式)を作成し、又は被害者訪問担当係が保管する連絡経過票の写しの経過欄に実施結果を記載するなどした上で、地域課長に報告するものとする。

### 5 被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間

被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間は、対象者の希望を踏まえた上で定めるものとし、対象者から特段の希望がない場合には、原則として1か月に1回程度行うものとする。

なお、初回の実施からおおむね2か月間を経過した時点で対象者の意思を確認し、対象者の同意が得られた場合には、地域課長は、当該警察署長の承認を得て、被害者訪問・連絡活動を打ち切ることができるものとする。

### 6 事件捜査課との連携

地域課長は、被害者訪問・連絡活動を行った場合及び打ち切った場合には、その都度、事件捜査課の長にその旨を連絡するとともに、関係する書面を送付するなど緊密な連携に努めるものとする。

## 第4 活動上の留意事項

担当警察官が被害者訪問・連絡活動を実施する際は、連絡経過票の写しに記載された連絡内容、留意事項等を踏まえ、対象者の心情等を害することのないよう、言動等には十分留意すること。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から運用する。

【別記様式省略】